

## 各分科会の検討状況（中間報告）

- A分科会・・・・・・・・・・基本方針1・5
- B分科会・・・・・・・・・・基本方針2
- C分科会・・・・・・・・・・基本方針3・7
- D分科会・・・・・・・・・・基本方針4・6

## A分科会

### 1 検討課題

次の基本方針の具体的取組（解決策）の詳細について、議論を深めた。

#### 基本方針 1

身近なコミュニティづくりの推進

#### 基本方針 5

相談体制、情報提供の場づくり

### 2 開催状況

4月20日（水）13：30～ 中央区役所4階会議室

5月12日（木）15：00～ 同 上

### 3 報告事項

（1）具体的な取組（解決策）の組み換えについて

（2）新たな取組の追加について

「地域支えあい連絡会（仮称）」

## B分科会

### 1 検討課題

次の基本方針の具体的取組（解決策）の詳細について、議論を深めた。

#### 基本方針 2

交流の場と仲間づくり

### 2 開催状況

4月15日（金）18：30～ 蘇我コミュニティセンター

5月11日（水）18：30～ 同 上

### 3 報告事項

#### （1）具体的な取組（解決策）の検討状況について

それぞれの取組について、

どの人が、

どのくらいの頻度で、

どこを拠点に行うのか。

を明確にするために、取組をすべて一覧表にまとめてみた。

一覧表を作ったことにより、それぞれの実現性や見込みが少しずつ見えきた。

また、実現化するために必要な「人（例えば、コーディネーター）、場所、支援」などがわかってきた。

資料において、下線部分は、新たに手を加えた部分であり、引き続き分科会で議論を深めるところである。

今後、検討を重ねていく中で、実現性が乏しいものと高いものに分かれてくると考えており、高いものに絞り、漠然と記載されて担い手を3つくらいに絞りながら、さらに内容を煮詰めていきたいと考えている。

## C分科会

### 1 検討課題

次の基本方針の具体的取組（解決策）の詳細について、議論を深めた。

#### 基本方針 3

##### 社会参加の推進

今後、基本方針 7（人にやさしい生活環境づくり）について検討を加える予定。

### 2 開催状況

4月13日（水）18：00～ ハーモニープラザ

5月10日（火）18：00～ 同 上

### 3 報告事項

#### （1）具体的な取組（解決策）の検討状況について

それぞれの「具体的な取組」について、その実現性や誰を担い手とすることが望ましいか、などを念頭において検討を加えた。

その結果、分科会として、次ページ以降の「具体的な取組」について、下線部分の内容に加筆修正することが望ましいとの結論に至った。

## D分科会

### 1 検討課題

次の基本方針の具体的取組（解決策）の詳細について、議論を深めた。

#### 基本方針 4

人材の育成・地域の福祉力の向上

#### 基本方針 6

福祉教育の推進

### 2 開催状況

4月9日（土）13：00～ 中央区役所4階会議室

5月14日（土）10：00～ 同上

### 3 報告事項

#### （1）具体的な取組（解決策）の検討状況について

「具体的な取組」について、その実現性や誰が担い手となることが望ましいか、などを念頭において検討を加えた。

検討に当たっては、担当する取組をすべて一覧表に落とし込み、抜け落ちている部分を埋めながら、実現可能性を探ることにした。

6月からは、残りの取組について検討を加え、その後、個々の取組についての実現性を検証していきたいと考えている。

注） 一覧表のうち、実施NO.に「印」のついた取組は、新規事業です。

### 1 これまでの経緯

- (1) 1月の地区フォーラムにおける意見交換の結果を踏まえ、2月7日と2月23日にフォーラム委員長会議を開催し、3つの基本目標素案を作成したが、これ以外にもいい案があるかもしれないので、策定委員の意見を聞くことになった。
- (2) 3月19日の策定委員会で、意見交換を行ったが結論には至らず、下の案2をベースにして地区フォーラムで詰めていくことになった。
- (3) なお、地区フォーラムでは、委員長からあらたに提案された3つの案を加えて次の6つの案をもって、意見交換が行われた。

**案1 心がかよいあう安心して暮せる中央区をみんなでつくろう**

**案2 支え合い、安心して暮せる中央区をみんなでつくろう**

**案3 支えあってみんなでつくる、安心して暮せる中央区**

**案4 みんなが主役、心のかよう安心の中央区**

**案5 みんなで支え合う安心して暮せる中央区**

**案6 みんなで支え合う心のかよう安心の中央区**

### 2 各地区フォーラムからの意見

- (1) 西千葉地区/ちば中央地区合同フォーラム(4月23日)  
フォーラムとして意見集約に至らなかった。

<委員個人から出た代案>

**A案 支え合い心のかよう安心して暮らせる中央区をみんなでつくろう**

**B案 安心して暮らせる中央区を支え合いでみんなでつくろう**

**C案 みんなでつくろう支え合い安心して暮らせる中央区**

<委員個人からの意見>

- ・ 案1の「心がかよいあい」という言葉はとても慎重に扱うべき言葉であり、気になる。
- ・ これらの案は2つに大別できる。ひとつは、「中央区の将来のあるべき姿、理想」を示したもの。もうひとつは、「みんなでやりましょう」という呼びかけ的なものだ。  
どちらに重きを置くかの選択でしょう。語呂から言えば、体言止めのほうがより安定感がある。だから、案5がいい。  
案4は、「みんなが主役」というと、ほかに脇役や裏方がいることになるので、好ましくない。

- (2) 星久喜地区フォーラム(4月24日)  
フォーラムとして意見集約に至らなかったが、耳とおりがよいという理由から、案5を推す意見が多かった。

<委員個人からの意見>

- ・ 言葉は短くまとめたほうが市民の理解を得やすい。案5を支持する。
- ・ 体言止めより、動詞で終わるほうがレッツ 的でいいのではないが案2を支持する。

- (3) 蘇我地区フォーラム(4月24日)  
案5と案4に意見に分かれたが、次の案が最終調整案になった。

**D案 みんなが主役、支え合い安心して暮らせる中央区**

<委員個人からの意見>

- ・ 「みんなが主役」には、一人一人が意識を持つという自助・共助の思いがこめられている。
- ・ D案をフォーラムの意見として策定委員会に諮ってみてほしい。

計画の体系(変更案)

基本方針 ~ 基本的な方向 ~ 具体的な取組み	
A分科会	1 身近なコミュニティづくりの推進
	1 地域活動をしている人たち及び関係機関のネットワークをつくる(新規)
	1 地域支えあい連絡会(新規)
	2 常日頃からの近所付き合いができるような関係をつくる
	1 町内ボランティアの拠点づくり 基本方針4から組み換え
	2 地域活動指導員の推せん
	3 "世話役さん"の推せん 基本方針4から組み換え
	3 見守り体制をつくり、見守り活動を行う
	1 見守り推進協議会の設置
	2 小地域防災活動
	3 すべての子どもを地域で育てる 方針内の移動
	2 交流の場と仲間づくり
	1 高齢者の交流の場をつくる
	1 ウィークリーサロン
	2 お年寄り向けのスポーツクラブ活動
	2 子どもと子育て中の親
	1 地域による子ども教室
	2 クラブ活動PR運動
	3 子ども会の充実
	4 子育て家庭への戸別訪問の充実
5 子育てサロンの充実	
6 子ども相談応援隊の訪問体制づくり	
3 障害者の交流の場づくり	
1 イベントを通じた地域交流の推進	
2 学校における子ども同士の交流の推進	
4 世代を超えた、地域交流の場	
1 ドッキングプレイス	

## A分科会資料(2)

(新たな取組)

**基本的な方向** 地域活動をしている人たち及び関係機関のネットワークをつくる

**具体的な取組み** 地域支えあい連絡会(仮称)

### 現状と課題

地域福祉計画の担い手として、既存の組織や仕組みが期待されているが、相互に連携を図る仕組みがないため、横断的な取組を行うことはできない。

### 目的

地域を支える様々な活動団体が連携、協働を進め、支援する側のネットワークが実質的に機能し、支援を必要とする人に的確に届くようにする。

### 構成

ボランティア、NPO、町内会、地区部会、社会福祉法人・施設、在宅介護支援者、区社協、区、その他地域活動団体(者)

### 運営

定期的な連絡会は開催するが、固定した会議にするのではなく、ケースにより課題解決のための構成員が集まる、「プラットフォーム方式」とする。

### 留意点

4-3-5の「中央区地域福祉計画推進協議会」との相違点

ア 推進協議会の役割と事務局の位置

役割 生活課題及びそれぞれの具体的な取組の検証  
市及び社協との協議・調整

事務局は市の組織内に置かれる。

イ「地域支えあい連絡会(仮称)」の機能

地域を支える組織、人の横断的な組織であり、コアとなる団体を持たないネットワーク。

計画の体系

基本方針 ~ 基本的な方向 ~ 具体的な取組み

2 交流の場と仲間づくり

1 高齢者の交流の場をつくる

事業名	目的	事業内容	場所	頻度	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制
1 ウィークリーサロン (計画書 48ページ)	身近な所で、つどい、交流する場所と機会を拡充する。	100～200世帯を単位に、社協の「ふれあいいきいきサロン」や「老人つどいの家」などの高齢者用のサロンを月に1回程度開催し、サロンを近隣で多く開催し、徒歩圏内において、週に1回程度利用できるようにする。	徒歩圏内のいきいきプラザ、いきいきセンター、老人つどいの家、公民館、集会所など	週に1回程度	社協地区部会 町内自治会 民生委員 老人クラブ 子ども会 世話役さん(新規4-3-1) 地域のボランティア などの担い手で構成する連絡会議を設置し、輪番制を取り入れるなど、柔軟な体制づくりを検討する。	ア サロン内容の検討 気軽に参加できるような雰囲気づくり、関心の高いテーマ設定、講師の確保など、魅力あるサロンづくりを検討する。 (例)健康相談、健康・介護予防に関する講習会、血圧測定など 講師として、看護協会からの看護師ボランティアや医師など イ 開催日の調整・広報 サロンの開催日を調整し、スケジュールを作成PRし好みのサロンに参加できるように周知する
2 お年寄り向けのスポーツクラブ活動 (計画書 49ページ)	介護予防、ひきこもりの防止をかねた交流の場と機会を拡充する。	高齢者が寝たきりにならないよう、また地域で仲間づくりができるよう、社協の「ふれあい・散歩クラブ」活動を積極的に実施することを含めて、地域で様々なスポーツクラブを開催する。	(クラブ活動内容) ウォーキング、体操、グランドゴルフ、ふれあい・散歩、転倒予防教室(運動機能訓練)	月に1回程度(内容により、頻度を増やすことも検討する。)	社協地区部会 老人クラブ 社会体育指導員 地域活動指導員(新規1-1-1) が中心となる。	お年寄りの人気のあるクラブ活動を検討し、地域で希望者を募集し、クラブ活動を運営、指導する。

2 子どもと子育て中の親

事業名	目的	事業内容	場所	頻度	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制
1 地域による子ども教室 (計画書 49ページ)	地域のすべての子供たちに、スポーツや文化を学ぶ機会を与え、子供たちの健全育成を図る。	子どもたちに、スポーツ、文化を学ぶ教室を開催する。出来るだけ親子で参加し、家庭でも実践されるようにする。中学生がゲストとして参加することも検討する。各種スポーツ教室のほか、お手玉、紙芝居、編み物、紙飛行機、語り、百人一首、囲碁、将棋など。	小学校の空き教室、グラウンド、体育館など	月曜日から金曜日までの放課後17時くらい(下校時の安全確保を考慮)土・日の実施も検討する。	地域活動指導員(新規1-1-1) 学校 PTA 子ども会 町内自治会 などが連携し、運営協議会を設置する。	行政側との協議事項 学校の利用及び子どもの居場所づくりに関連する事業との関係で、教育委員会と協議が必要。
2 クラブ活動PR運動 (計画書 50ページ)	地域のすべての子どもたちに、希望するクラブに参加できるチャンスを与え、子どもたちの交流や居場所を確保する。	小学生を対象に、学校での課外クラブ活動、公民館での絵画や習字などの教室・講座、民間で行う各種クラブなど、地域内での各クラブ開催状況や募集状況などの一覧表を作成しPRする。	学校、公民館、青少年センターなど		(PR運動の担い手) 学校、PTA 子ども会 地域のボランティア 町内自治会 などが連携し、運営協議会を設置する。	クラブが不足している地域については、地域内から担い手となる人材を確保し、子ども向けのクラブを増やすよう取り組む。 クラブの選定にあたっては、出来るだけ親子で十分話し合うことで、親子間の交流を深めることができる。
3 子ども会の充実 (計画書 50ページ)	子どもたちの交流の場を拡充する。	子ども会が活性化することで、子どもたちの交流の場が広がるものと考えられることから、子ども会を充実させるための取り組みを実施する。	学校、公民館、集会所など	学校週5日制に対応した取組として、月に1回程度	子ども会 地域のボランティア	(支援体制) 町内自治会の役割の中に、子ども会推進を加えるなど検討を行い、町内自治会を中心に運動を盛り上げていく。
4 子育て家庭への戸別訪問の充実 (計画書 51ページ)	子育て家庭への訪問体制を充実させることにより、地域で安心して子どもを育てられるようにする。また、育児不安の解消、虐待の予防を図る。	ア 訪問回数の増を検討する。 イ 訪問の際に、育児サークルや子育てサロンへの参加を呼びかけるとともに、一緒にサロンなどへ同行して、スムーズに参加できるように導く。		3か月に1回程度	保健センター・地域保健推進員 地域のボランティア など	行政との協議事項 地域保健推進員を中心に実施する。そのためこの拡充を図る。
5 子育てサロンの充実 (計画書 51ページ)	子育て中の親子の仲間づくりの場と機会を拡充する。	サロンの場の拡大 保育所(園)、学校の空き教室 子育てリラックス館や子どもルームの空き時間の活用手法なども検討する。	徒歩圏内の公共施設	月1回程度(地域の実情により実施する)から週1回程度に頻度増を目指す	社協地区部会・地域のボランティア 人材バンクに登録された子育ての専門家や経験者に協力を求める。	魅力あるテーマづくり 子育ての知識と、同じ悩みを持つ者同士の仲間づくりを、サロンへ求めている人が多いことから、食事づくりや健康管理の仕方など、関心の高いテーマづくりを研究する。さらに、テーマに合った講習や検診などや、専門家の配置も検討する。
6 子ども相談応援隊の訪問体制づくり (計画書 52ページ)	地域が学校に通う子どもたちと信頼関係を築き、子どもたちが気軽に悩みを相談でき、解決に導く仕組みづくり	小中学校においては、スクールカウンセラー等が生徒の相談役になっているが、もっと気軽に、そこまで深刻にならないうちに、生徒が相談しやすい仕組みをつくる。このことで、少しでも、引きこもりや不登校になる子どもを減らしたい。	小中学校		(先生の手助けとなるフォロー体制) 父兄 民生児童委員 青少年育成委員 青少年相談員 青少年補導員 地域のボランティア などで体制を検討する	例えば、先生とうまくいかない、仲間とうまくいかない、勉強についていけない、家庭での出来事など、様々な状況が考えられることから、先生の手伝い役として、教室の中へ入り、授業にも参加して、少しでも生徒一人ひとりに対して、相談にのれるような体制づくりを検討する。 行政側との協議事項 学校と地域とのかかわりについて、教育委員会と協議が必要。

計画の体系

基本方針 ~ 基本的な方向 ~ 具体的な取組み

3 障害者の交流の場づくり						
事業名	目的	事業内容	場所	頻度	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制
1 イベントを通じた地域交流の推進 (計画書 52ページ)	障害種別に関わらず、地域住民の誰もが多くのイベントに参加できるよう、障害者団体の横の繋がりを強化するとともに、広く地域住民に広報するものである。	ア 障害者団体の横の繋がりの強化 それぞれの団体が、それぞれ趣向を凝らしイベントを開催しているが、さらに、団体間の連携を図ることで、障害種別を超えた、多くの人が参加できることとなり交流が深まる。 また、映写会、カラオケ、クリスマス会、調理教室、音楽会、ソフトボール大会、バス旅行などの様々なイベントを輪番制で企画する。 イ 障害者団体が主催するイベントの広報の充実 個人的なつながりで声をかけるだけでなく、町内自治会の回覧板や市政だより(区のページ)に載せるなど、障害者団体と関係機関が連携し、広く地域住民に参加を呼びかける手法を検討する。	地域の公共施設	内容により頻度を検討する。	障害者団体 関係機関 地域のボランティア 町内自治会 などで、連絡協議会を設置し、計画的な運営を行う。	連絡協議会を随時開催して、障害者の交流のためのイベントを企画立案する。主催団体は輪番制とし、地域のボランティアの協力も得て、多くの人が参加し、交流できる場にする。また、イベントの開催を、広く地域住民に知ってもらい、参加してもらうため、町内自治会が掲示板、回覧板を活用して広報する。
2 学校における子ども同士の交流の推進 (計画書 53ページ)	幼いころから一緒に勉強したり、遊んだりしながら、自然な形で付き合うことができ、いれば、将来も同じ地域において自然な形で交流することができる。 そこで、毎日の学校生活の中で、障害児との交流の機会を充実させることが重要であると考え	小中学校における「総合的学習」や行事などを拡充して、障害児との交流の機会を増やす。 ア 給食の時間や、体育、音楽などの授業と一緒に参加するなど検討する。 イ 特殊学級や養護学校との行き来も含め検討する。	毎日の学校生活			(支援体制) PTA、青少年育成委員など地域の人で、支援体制を検討する。
4 世代を超えた、地域交流の場						
事業名	目的	事業内容	場所	頻度	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制
1 ドッキングプレイス (計画書 54ページ)	子どもから高齢者、障害者、児童、赤ちゃん連れの母親など、誰もが、朝から夕まで気軽に出入りでき、話し合え、こころを育てる場となるようなサロンの「ドッキングプレイス」を地域の拠点とし、世代間交流や助け合える関係をつくる。 そこに行けば誰かが居て話し相手になってくれる、そのような場所。	地域のエリアは、隣近所で顔を合わせ、徒歩圏内である、100~200世帯程度を小地域とする。 小地域単位に「ミニドッキングプレイス」を確保し、さらに小学校区単位に「ドッキングプレイス」を設け、小地域同士が交流できるようにする。	施設については、空き教室、公民館、自治会館、体育館、保育園の園庭、高齢者施設、旅館、銭湯、子どもルームの時間外使用や老人つどいの家、デパートの屋上、地域の神社・お寺など、地域実情に応じて活用する。		ア 活動者 現に活動している人を基本に、ボランティアで参加できる人をさらに確保し、小地域内で活動してもらう。 イ コーディネーター ミニドッキングプレイスごとに地域ボランティア等の中から選定する	ア 活動者  イ コーディネーター 地域内において、施設が足りているか、活動が鈍っていないか、必要な調整を行う。 小学校区内を調整する役割の人も配置する。

## 基本方針 3 社会参加の推進

### 基本的な方向 1 高齢者の社会参加を推進する

#### 具体的な取組み 1 社会福祉施設でお手伝い 計画書 55 ページ 担い手

定年を迎えたばかりの人や比較的元気な高齢者、また施設利用者の多くは、常に生きがいを求め、いつまでも社会と関わり続けていたいという思いがあり、社会福祉施設において、これまで蓄積した知識や経験を活かし、ボランティア活動に取り組む。

#### 活動内容

- ア 施設入所者に対して、軽易な修繕、入浴後の整髪、話し相手など。
- イ 地域の放課後児童の預かりの役割
- ウ 活動頻度は 週に1回程度

### 基本的な方向 2 軽度の障害者の社会参加を推進する

#### 具体的な取組み 1 社会活動応援隊の結成

#### 目的

対象者が自ら働き、対価を得ることにより、自信をつけ、社会的に自立する一助とする。

#### \_\_対象者

社会活動がうまくできない軽度の障害者、引きこもりや不登校の生徒象とする。

#### \_\_社会活動応援隊の担い手

当事者の家族、NPO、生活支援者としてハンディを持つ方を理解できる専門家、ボランティアなど担い手を検討する。

#### \_\_社会活動応援隊の活動内容

- ア なるべく多くの方が参加できるよう工夫する中で、年間スケジュールを作成する。
- イ 多くの取組みを考え、コーディネート役として、関係機関と調整を図り実施する。

#### \_\_取組み内容

- ア 遊休農地での農作業
- イ 里山保全、間伐材を活用したプランター製作、花の植栽その他

**基本的な方向 2 軽度の障害者の社会参加を推進する**

**具体的な取組み 2 ボランティアによる戸別訪問**

対象者

作業所やデイケアにも行けず、社会から孤立して家にひきこもりがちな方で、家族による懸命な努力も、肉親であるが故になかなかうまく行かないケース。

担い手

ボランティアなどを募集して"ひきこもり"への支援組織をつくる。

内容

ア 第三者であるボランティアによる訪問活動と場への誘導

イ いきやすい場（講座、活動）のプログラム作成

ウ 活動成果の発表会

支援体制

当事者の家族、NPO、生活支援者としてハンディを持つ方を理解できる（専門家を含む）など、支援体制を検討する。

**基本的な方向 2 軽度の障害者の社会参加を推進する**

**具体的な取組み 3 地域内行事参加の啓発活動**

担い手

**地域で開催する市民参加行事の主催者**

内容

障害者週間に限らず、各種行事を開催する際に、地域内の障害者に参加への呼びかけを行うことで、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める。

**行事（運動会等）**について、障害者が参加できる種目を設定する等、各行事に工夫を凝らす。

支援体制

**有志団体**などとの支援体制を検討する。

**基本的な方向 3 重度の障害者の社会参加を推進する**

**具体的な取組み 1 視覚障害者の雇用の推進**

啓発運動

**例えば、**途中で視覚障害を負った場合、学校等で技術を習得したとしてもなかなか雇用されずに困っていることから、行政や企業への積極的な働きかけや啓発といった運動を行う。

雇用先とのコーディネータ役

福祉団体、作業支援ワーカー、行政などによる共同体制。

3 - 6 - 1のお仕事幹旋隊と連携する。

雇用先の拡大

ア いきいきプラザや特別養護老人ホームでの機能回復指導員。

イ 民間企業での「ヘルスキーパー」(企業内マッサージ)。

ウ ボランティアとして地域でケアハウスや老人ホームで交流を深める意味も持たせるため、マッサージを実施。

**は、雇用先を幅広くとらえる方向で今後検討を深めることにした。**

**基本的な方向 3 重度の障害者の社会参加を推進する**

**具体的な取組み 2 雇用推進の広報の充実**

広報の充実

「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた法定雇用率や雇用義務などについて、行政における広報を充実させる。

また、地域住民においても、企業に呼びかけ広報を支援する。

**現在、「障害者自立支援法案」及び「障害者の雇用の促進に関する法律の一部改正法案」が国会で審議中であり、今後法案の審議結果により、内容を調整する。**

**基本的な方向 4 子育て中の親の社会参加を推進する**

**具体的な取組み 1 一時的な子育てを地域ぐるみで支援する**

担い手

地域住民

4 - 3 - 2 のボランティア人材バンクに登録された、元保育士や元看護師、**子育て経験のあるボランティア等。**

受け手

子育て中の親。特に、社会参加の第一歩目を踏み出そうとする人。

内容

行政等が主催・後援する講座・大会、IT講習等に参加する際に、一時的に子どもを預かる。

**基本的な方向 5 閉じこもりがちな青年の社会参加を推進する**

**具体的な取組み 1 地域における若者自立支援運動**

ねらい

社会的な大問題であり他人事ではなく身近な地域での課題として考える。

受け手

~~働くことにも学ぶことにも踏み出せない「ニート」と呼ばれる青年。~~

**ニートに限定せず、社会に参加できない人を幅広くとらえた取組にする方向で、今後検討を深めることにした。**

運動の第1段階は勉強会への参加

社会の入り口で立ち止まるニートの声なき声に耳を傾けることが、第一歩であるとする。

なぜ社会との関係が築けないのか。何に行き詰っているのか。何か自信を与えられるきっかけがないものか。

地域住民全体の問題意識を喚起するため、各種勉強会へ積極的に参加し、その背景を探ることで、地域全体で何かできることはないか、その取り組みを見出そうとするものである。

運動の第2段階は呼び掛け

ア 地域における若年層に対する職業的自立への働き掛け

ボランティア活動等無償の労働体験に関する情報を提供する方法を検討する。ポスター掲示、Iモード配信など。

イ 地域の地元企業への若者向け就職窓口の門戸開放への働き掛け

## 基本的な方向 6 社会活動を推進する体制づくり

### 具体的な取組み 1 お仕事斡旋センターの創設

#### 仕組みづくり

本人自身で社会活動がうまくできない障害者などと、企業を結びつけるために、「ここまでならできると」「ここまで仕事してほしい」とのコーディネートを行う。

#### コーディネータ役

家族、NPO、生活支援者としてハンディを持つ方を理解できる専門家、ボランティアなどで「お仕事斡旋隊」を組織する。

#### 実態調査と交渉

ハンディを持つ方のその詳細な状況や、企業の希望など実態調査

#### 人材バンク

様々な場面で活動できるように、双方の情報を登録・活用する。

#### 求人広告

地域限定の求人広告を作る。

#### 場所と範囲

区単位にするか中学校区単位にするか、範囲を検討してから、センターの場所を検討する。

**拠点として、学校の空き教室の活用を検討する。**

D分科会 実施計画 4. 人材の育成・地域の福祉力向上 (福祉のこころを喚起・啓発し、福祉の活動の輪を広げる仕組みづくり)

2005 / 5 / 25

基本方針	実施No.	地域の範囲	実施項目	実施内容	実施主体	サポート体制(連携先)	担い手	拠点	養成方法	問題点・備考等	実現性		
											可否	順位	重要
4	3・1	町内	「世話役さん」	・民生委員のサポート役を募る ・研修・資格認定を行う(手当?) ・世話を受ける側が選ぶ	民生・児童委員協議会(地区)	町内会	退職者 主婦 Vr	町内会館?	研修-認定	守秘義務 協力の範囲? 地域差 高齢者-傾聴Vr、介護相談員(Vr)			
	3・2	町内	町内ボランティアセンター	・ボランティア人材バンクに登録 ・コーディネーターを置く ・ボランティア券の発行	町内会 社協地区部会 等で推進体制	福祉団体 福祉施設	退職者(専門職) 福祉専攻学生 小・中学生	町内会館	研修・体験	町内会で実施可能か? 難しい コーディネーター人材の確保?			
		地区(中学校区)	地域ボランティアセンター	・ボランティア人材バンクに登録 ・コーディネーターを置く(有給?) ・地域福祉活動リーダーの養成・配置 ・地域福祉活動情報の発信 ・介護 サポートマニュアル等を常備	社協地区部会	福祉団体 福祉施設	退職者(専門職) 福祉専攻学生	公民館? 中学校?	研修・体験	拠点の確保(行政の課題) コーディネーター人材の確保?			
		中央区	中央区Vrセンター	同上	地域生活支援センター	Vrセンター 保健福祉センター	コーディネーター	地域生活支援センター	研修・体験	地域生活支援センターの設置			
	3・3	中央区	公共施設等職員の研修講師の派遣と養成	・福祉の意識 技量(介助 手話等)を講師が出来るレベルまで養成する ・「中央区講師資格証」の発行 ・ガイドヘルパーの養成機関等から派遣	社会福祉協議会	福祉施設 福祉団体	福祉施設職員	公共施設 社協	企業内研修 見学・研修会	注)公共施設等: 百貨店、劇場、ホテル、駅、病院等 役所、公民館、図書館等 企業のバリアフリー度公表			
	3・4	中央区	公共施設等職員の研修等	・上記「講師」の派遣による研修 ・「介助等マニュアル」の作成と配布 ・技能職種(手話通訳等)の配置	社会福祉協議会	福祉施設 福祉団体	「講師」	公共施設 社協	企業内研修 見学・研修会	「講師」の養成と派遣 情報共有して体制つくる 資格認定-福祉団体等			
	3・6	千葉市	福祉事業従事者の専門 技能強化とマンパワーの確保	・ホームヘルパー等養成課程に手話を追加 ・手話サークル(Vr)へ協力依頼する ・ケアマネージャー人材不足(質・量とも)の解決策検討	行政					2級ヘルパーには手話講習なし 対応の仕方をまず習得せよ ケアマネージャー資格更新制(研修) ケアマネージャーの人間性 数不足 利用者がサービス 施設を選ぶ 第3者評価を厳しく 苦情解決-運営適正化委員会 市の計画			
	3・7	千葉市	福祉事業者の体質改善	・民間事業者の基本となる福祉理念の徹底 ・高齢者グループホーム設置基準の強化	行政								
	3・5	中央区	「中央区地域福祉計画推進協議会」	本計画の実施に当たり、方法、進行状況の確認・評価・分析等を行う(実践とフォローアップ)	計画推進協議会 計画推進員	行政	フォーラム委員等 計画推進者 自治会長等?	区役所					
	2・1	小地域	福祉施設や関係機関のネットワーク化	地元の福祉施設等が連携して地域住民の体験講座や交流の場を持つ	福祉施設等	社協地区部会 町内自治会	福祉施設職員 ボランティア	福祉施設		施設と地域の連携			
4	1・1	町内地区(中学校区)	地域で福祉に関する講座、ボランティア講座等の受講機会の提供	・福祉講座への参加呼びかけ ・当事者の講座への参加 ・「マニュアル」(4・3・4)の配置 ・初級講座とステップアップ講座 ・土、日に空き教室を利用して講座を開く ・男性、シニアの知恵・経験・技能の活用	行政? 障害者家族会 町内自治会 社協地区部会	行政 Vrセンター 地域生活支援センター	Vr養成講師 コーディネーター	自治会館 福祉施設					
	1・8	地区(中学校区)	地域の障害者の自立支援体制をつくる	・段階的に社会参加を促す活動を行う 個別訪問 ふらっと寄る場所 友達会 音楽・パソコン教室 戸外活動	家族会等	医師 病院	医師・大学教授 Vr(学生等) 職員・家族	家族会 作業所 福祉施設	研修会 プログラム開発 調査	ひきこもり障害者等が対象			



